

～税務のチェックポイント Q&A22～

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

美術品等の減価償却資産の判定について

《内容》

A社は、従来から同社の会館ロビーに取得価額150万円のモニュメントを美術品等に該当するものとして、非減価償却資産として取り扱っていましたが、今回、「時の経過によりその価値が減少することが明らかなもの」は、その取得価額が100万円以上であっても減価償却資産と取り扱うこととされたと聞いています。この「時の経過によりその価値が減少することが明らかな」美術品等とは、具体的にはどのようなものが該当しますか。

また、平成27年1月1日より前に取得した非減価償却資産に該当していた美術品等について、同日後に再度判定を行った結果、減価償却資産に該当することとなった美術品等はどのように取り扱うことになりますか。

『答』

平成27年1月1日以後取得する美術品等については、1点当たりの取得価額が100万円未満であれば原則、減価償却資産に該当することとして取り扱われることとなり、取得価額が1点100万円以上の美術品等であっても、「時の経過によりその価値が減少することが明らかなもの」に該当する場合は、減価償却資産として取り扱うことが可能となりました（法人税基本通達7-1-1）。

なお、今回の通達改正は過去に遡って資産区分の変更を行うものではありませんので、改正後の通達の取扱いにより資産区分を減価償却資産へ変更する美術品等については、平成27年1月1日以後最初に開始する事業年度から減価償却を行うこととなります。

(解説)

1 改正前の通達の取扱いでは、①美術関係の年鑑等に登載されている作者の制作に係る作品であるか、②取得価額が1点20万円（絵画にあつては号当たり2万円）以上であるかにより、美術品等が減価償却資産に該当するかどうかを判定していました。

しかしながら、美術関係の年鑑等は複数存在しその掲載基準がそれぞれ異なるのではないかと、また、20万円という金額基準は減価償却資産かどうかを区別する基準としては低すぎるのではないかとといった指摘があったため、美術品等の取引価額の実態等についての専門家の意見等を踏まえ通達の改正が行われました。

改正後の通達では、取得価額が1点100万円未満である美術品等は原則として減価償却資産に該当し、取得価額が1点100万円以上の美術品等は原則として非減価償却資産に該当するものとして取り扱うこととされています。

つまり、取得価額が1点100万円以上の美術品等であっても、「時の経過によりその価値が減少することが明らかなもの」に該当する場合は、減価償却資産として取り扱うことが可能となりますが、逆に、取得価額が1点100万円未満の美術品等であっても、「時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなもの」は、減価償却資産に該当しないものと取り扱われます。

2 このように、取得価額が1点100万円以上である美術品等であっても、「時の経過によりその価値が減少することが明らかなもの」として減価償却資産に該当するものとしては、例えば、次に掲げる事項の全てを満たす美術品等が挙げられます。

- ① 会館のロビーや葬祭場のホールのような不特定多数の者が利用する場所の装飾用や展示用（有料で公開するものを除く。）として取得されるものであること。
- ② 移設することが困難で当該用途にのみ使用されることが明らかなものであること。
- ③ 他の用途に転用すると仮定した場合に、その設置状況や使用状況から見て美術品等としての市場価値が見込まれないものであること。

なお、この例示に該当しない美術品等が「時の経過によりその価値が減少することが明らかなもの」に該当するかどうかの判定は、これらの事項を参考にするなどして、その美術品等の実態を踏まえて判断することになります。

従いまして、ご質問のモニュメントが「時の経過によりその価値が減少することが明らかなもの」に該当するかどうかの判定は、その設置状況や使用状況から見て美術品等としての市場価値が見込まれないものか否かがポイントになると考えられます。

3 今回の通達改正は過去に遡って資産区分の変更を行うものではありませんので、改正後の通達の取扱いにより資産区分を減価償却資産へ変更する美術品等については、平成27年1月1日以後最初に開始する事業年度（以下「適用初年度」といいます。）から減価償却を行うこととなります。

また、この場合の償却方法は、その美術品等を実際に取得した日に応じて旧定額法、旧定率法、定額法、250%定率法又は200%定率法によることとなりますが（法令48 ①、48の2 ①）、取得日を適用初年度開始の日とみなすこととして定額法又は200%定率法を選択できるほか、中小企業者等にあつては 租税特別措置法第67条の5（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）の規定を適用することもできます。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。